

随意契約理由

令和4年(2022年)12月1日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	就労準備支援事業「パソコン職場実習」業務
契約内容	就労準備支援事業「パソコン職場実習」業務一式
契約締結日	令和4年12月1日
及び契約期間	令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
契約金額	605,867円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、生活自立支援・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、パソコンを活用した事務を中心とし、他者とのコミュニケーションが必要となる業務での就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促すものである。</p> <p>この事業においては、支援対象は、本市に居住する生活困窮者であるため、事業実施場所としては本市内が最も望ましく、また支援の実施に当たっては、自立相談支援事業を行う本市の支援方針等に沿った支援実施を行う能力及び経験のほか、パソコン指導を行う区画や講座運営、来館受付業務等、不特定多数の来館者に対する接客機会の場が必要となる。</p> <p>一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者として、女性の就労支援をはじめとした女性の支援や、関連する講座を実施しているほか、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定を受けているなど、訓練の場として最適であり、本事業で求められる資源やノウハウ、経験を有しているなど、他の同等の事業を実施している団体は存在しない。</p> <p>今回、見積金額も妥当であると判断できることから、その性質上競争に適さないので、当該法人を委託事業者に選定するものである。</p>